

大阪市うめきた2期地区地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例

制 定 平29. 2. 27 条例 16

最近改正 平30. 2. 26 条例 10

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）

第68条の2第1項の規定に基づき、平成29年大阪市告示第28号に定めるうめきた2期地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、地区計画の区域内の建築物又はその敷地に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 法別表第2（ほ）項第2号及び同表（り）項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。

(壁面の位置の制限)

第4条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、歩行者の利便に供する施設又は地盤面下の部分については、この限りでない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合における第3条の規

定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときには、当該建築物の全部について、同条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには、当該建築物の全部について、同条の規定を適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第6条 市長がこの条例の規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、当該規定は、適用しない。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用い
ないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合において
は、当該建築物の工事施工者）
 - (3) 法第87条第2項において準用するこの条例の第3条の規定に違反した場合に
おける当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平30. 2. 26 条例10)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。